

飲食出店事業者の方へ

1 営業許可証の写しを提出ください。

鹿児島県の保健所にて飲食店（仮設又は移動）営業許可を取得している事業者の方は、許可証のコピーを出店申込書に添えてご提出ください。

2 未取得の事業所は、営業許可申請をお願いします。

- (1) 飲食ブースについては、飲食店（仮設又は臨時）営業許可が必要です。
- (2) キッチンカーについては、飲食店（移動）営業許可が必要です。
- (3) 未取得の方は、鹿児島県の保健所（鹿児島市を除く）にて、飲食店（仮設又は移動）営業許可を取得してください。なお、飲食店（臨時）営業許可を取得する場合は、志布志保健所あて申請してください。
- (4) 県外の営業許可証では認められませんので、鹿児島県の許可を取得してください。
- (5) 鹿児島市保健所の許可については、改めて鹿児島県の保健所の許可を取得してもらいます。

※飲食店営業許可を取得する方は、志布志千軒まち大市出店申込みの1週間前までに、各保健所あて申請手続されてください。

3 飲食ブースに必要な設備を各自で準備してください。

（実行委員会のテントはありません。）

- (1) テント（屋根、側面【三方】が囲えるもの）
- (2) 手洗い設備
（手が洗える給水タンク40L以上[20Lタンク2つでも可]、消毒液・液体せっけん）
- (3) 排水容器
- (4) 廃棄物容器（蓋付）
- (5) 保管設備（食品用、器具容器用）
- (6) 冷蔵設備（冷蔵庫、冷凍庫、クーラーボックス）いずれかを準備
- (7) 消火器（火器使用の場合に限り）（スプレータイプ不可）

※当日、上記の設備で不備、忘れ物等がありましたら、出店を取り消させていただきます。

お問合せ先

○営業許可及び調理する飲食物を提供することに関するお問合せ

志布志保健所 099-472-1021

（担当者不在の場合もあるので事前に電話の上、申請してください。）

○お釈迦祭り実行委員会事務局 099-472-8028